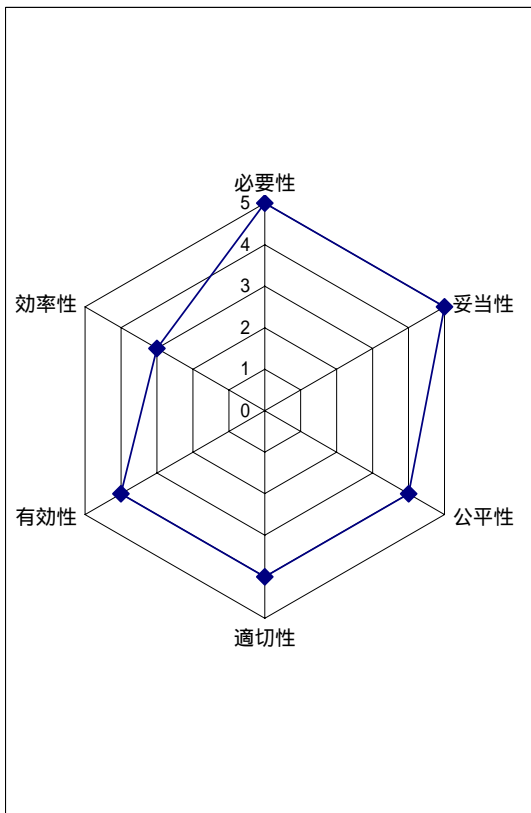


事務事業名	県営湛水防除負担事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	茨城県が事業主体となり山川沼地区の湛水被害を防止するため、土地改良法の手続きを経て県営湛水防除事業を実施している。その事業費の一部を土地改良法第91条第2項の規定に基づき負担するものである。		
事業の期間(開始/終了)	平成13年 4月 / 平成23年 3月		
根拠法令、条例、規則など	土地改良法第85条、第86条、第87条 土地改良法第91条第2項		
事業が対象としている人(モノ)	受益戸数	受益面積	
具体的な活動内容	県営湛水防除事業実施のための関係機関との調整および市負担金の事務事業をおこなう。 山川水系排水改修促進協議会により、事業の円滑な推進を図る。		
事業の成果	工事が順調に進捗した。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 背後地の流域開発による洪水流出量の増加および地区内の地盤沈下が進行している。それに加え、現在の山川沼排水機場が老朽化しておりいつ壊れてもおかしくない状態である。よって早期完成が望まれる。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である 湛水防除事業は、災害防止という観点から地元負担というわけにはいかない。よって、本事業は行政が対応すべき事業であり、市として経費の一部を負担することは妥当である。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 湛水被害の生じる流域の受益者すべてに便益を提供している。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 県営湛水防除事業(小規模)の計画概要書に基づき事業実施しており、適切である。
有効性	4 概ね目標水準に達している 本年度予定された事業は、推進協議会での検討協議等により支障なく実施出来た。
効率性	3 どちらとも言えない 県営事業の負担金事務および連絡調整が主であり、毎年の事業費についても例年大きな変化がないので、横ばいである。

総合評価	湛水被害を防止することが目的であることから、早期完成が望まれるが、総事業費が14億5千万円と膨大であり単年度で対応出来る事業量にも限度がある。それに加えて予算確保が難しく、事業が長期化していることが問題点である。今後は、国・県に対して予算確保のための要望等を推進協議会を通して積極的に実施する必要がある。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	湛水常襲地帯において農地や農業用施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水施設の整備を早急に進めてゆく。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	県及び関係機関と連携を図り、早期完成を目標に整備を進める。			